

財産評価通達と租税法律主義の関係

—東京地裁平成24年3月2日判決から見えてくるもの—

鎌倉友一

目次

はじめに

- 一 取引相場のない株式の概要
 - 1. 財産評価基本通達の概要
 - 2. 取引相場のない株式の評価方法
 - (1) 評価の概要
 - (2) 株式保有特定会社の評価方法
- 二 東京地裁平成24年3月2日判決の検討
 - 1. 事実の概要
 - (1) 前提となる事実
 - (2) 争点
 - 2. 原告の主張
 - 3. 被告の主張
 - 4. 裁判所の判断
- 三 過去の判例の動向
 - 1. 通達の定めに反した課税処分が認められた裁判例
 - 2. 通達の定めに従った納税者の主張が認められた裁判例
 - 3. 本事案とこれまでの裁判例との位相
- 四 おわりに

はじめに

わが国の中小企業の特徴は、同族経営形態であり資本と経営が未分離であるなどの上場企業にない特異性が存在する。

その一方で、大企業と同様に中小企業も事業継続性を求めているし¹、技術伝承や雇用機会確保といった社会的要請の側面からも事業継続性は求められている。

しかし、このような経営者の思惑や社会的要請がある反面、同族経営であるがゆえの特異性に起因する問題も少なくない。

特に、事業承継において、発行株式がごく少数の同族関係者に集中しているため、承継方法、承継時期、承継価額（評価）、後継者決定などに困難性が伴う場合が多い。

一般的に、中小企業の後継者は、先代経営者が所有する株式の多くを承継することになるが、承継する株式は未上場の取引相場のない株式である。

このような市場性のない株式を後継者が承継する場合、その評価が問題になり、しばしば混乱や課税庁との争いが生じている。市場性のない株式を客観的に評価することは、極めて困難な作業である。そこで、課税上の弊害を回避するために、財産評価基本通達（以下「評価通達」とする）が、評価の拠りどころとして課税庁により用意されている。しかし、それでも混乱や争いは避けられず、訴訟事件に発展する場合がある。

そこで、本稿では、取引相場のない株式の評価に関して争われた最近の訴訟事件を取り上げ、依然として問題が多い評価のあり方について考察する。取引相場のない株式の評価は、先に述べたように、課税実務では、国税庁が発する評価通達に従って扱われるものと考えられているところ、必ずしもそうではない場合もあり、納税者は何を信頼して納税義務を履行すべきであるかについて、租税法律主義の現代的機能とされる予測可能性と法的安定性の側面から考察するものである。

一 取引相場のない株式の概要

1. 財産評価基本通達の概要

相続税法22条は、相続等により取得した財産の価額は、特別の定めがあるものを除き、当該財産の取得の時における時価により評価するものと規定しているだけで、時価をどう解釈するのかについては、評価通達に委ねている。

これは、所得税法や法人税法が、所得金額の計算にあたり有償取引を原則とし、例外的に無償あるいは低額による取引については時価の認定が求められていることに対して、相続税法の場合は、課税標準の算定対象が原則としてすべて無償取引であるために、時価評価が必ず必要になるからであると考えられている²。

評価通達では、「時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この評価通達の定めによって評価した価額による」（評価通達1（2））と定めている。

ここでいうところの「不特定多数者の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額」は、裁判例³のように客観的交換価額又は客観的交換価値として経済学的な表現で言い換えることもできるが、それでもなおきわめて抽象的であるため、「その価額は、この通達の定めによって評価した額」として、時価評価について、一義的には課税庁が第一線

¹ 中小企業庁『中小企業白書2012年版』168頁。また、最新版の『中小企業白書』では、東日本大震災からの復興がメイン・テーマであり、事業承継の直接的な扱いはないものの、中小企業が金融機関から受けた経営支援のうち、「事業の継続」について34.6%が効果があったと回答していることから考えても、事業承継には高い関心があることが窺える（『中小企業白書2012年版』172頁）。

² 品川芳宣「租税法律主義と税務通達」（ぎょうせい、2004年）119頁。

³ 神戸地裁昭和53年12月13日判決（訟月25巻4号1148頁）、東京地裁昭和55年9月3日判決（行裁例集31巻9号1750頁）、東京高裁平成7年12月13日判決（同46巻12号1143頁）他。

の税務職員に対して、原則として、「この通達の定め」通りに行うことを求めると同時に、納税者に対しても「この通達の定め」通りに行われるべきであることを規定している。

このように、評価通達に基づいて、あらかじめ定められたところの評価方法によって画一的な評価を行う課税実務上の取扱いは、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地からみても合理的であり⁴、一般的には、これを形式的にすべての納税者に適用して財産の評価を行うことで、租税負担の公平性が確保されることになるのであり、したがって租税平等主義に適うものであるとされるのである。

しかしながら、評価通達による画一的評価の趣旨が以上の通りであるとすれば、これによる評価方法を形式的、画一的に適用することによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく損ない、あるいは、相続税法や評価通達の趣旨に反する結果をもたらす場合には、評価通達に定める評価方法以外の合理的な方法によることが許されるものと解されている⁵。

そこで、評価通達6項において、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定め、例外的に評価通達に定める評価方法以外の方法で評価できることを規定している⁶。

しかし、「著しく不相当」とされる判断基準はかならずしも明確ではない。「不相当」とされる判断要素について、「財産の客観的交換価値に関する事項に限定すべきであって、租税回避を企図したか否かというような主観的要素は本来当該判断の要素とすべきではないと考えられる」との見解もある。

また、「国税庁長官の指示を受けて評価する」とある以上、指示の存在が評価の前提として当然必要とされるものと考えられるべきであるところ、裁判例の多くは評価に先行する指示の存否は課税処分効力に影響を及ぼさないと判示している⁸。

このような考え方に対しては、「①税務通達は法源ではなくても税務官庁の職員を法的に拘束するものであること、②税務通達に反する課税処分が信義則違反、平等原則違反に問われることになること、③総則6項の適用には国税庁長官の指示が必要であるからよほどのことがない限り同項の適用はないであろうと予測する納税者側の予測可能性を保障する必要があること等を考えると、法的に問題（違法性）があるものと考えられる」との指摘がある。

一般に、租税に関する法の存在形式を租税法の法源という¹⁰。租税法の法源には、憲法をはじめとして各種税法等の法律が該当することはいうまでもないが、通達は法源ではないとされて久しい¹¹。

しかし、日々の租税行政は、通達に依拠して行われているのが実情であり、納税者の側で争

⁴ 東京高裁平成5年3月15日判決（税訴194号743頁）。

⁵ 東京高裁平成12年9月28日判決（税資248号1003頁）、東京高裁平成17年1月19日判決（訟月51巻10号2629頁、税資255号9900頁）他。

⁶ 東京高裁平成7年12月13日判決（行裁例集46巻12号1143頁）等参照。

⁷ 品川芳宣・前掲注2書124頁。

⁸ 東京高裁平成5年1月26日判決（税資194号75頁）、東京地裁平成9年9月30日判決（同228号829頁）、東京地裁平成10年9月29日判決（同235号380頁）、大阪地裁平成12年5月12日判決（同247号607頁）等。

⁹ 品川芳宣・前掲注2書126頁。

¹⁰ 金子宏「租税法第17版」（弘文堂、2012年）96頁。

¹¹ 最高裁昭和38年12月24日判決（訟月10巻2号381頁）。

うことをしない限り、租税法の解釈・適用に関する多くの問題は、通達に従って解決されることになっている。すなわち、現実には、通達は法源と同様の機能を果たしているといっても過言ではない状況にある¹²。

ところで、租税法律主義の現代的機能は、国民の経済生活における法的安定性と予測可能性とを与え保障するものであると解されている¹³。そして、租税法律主義のもとで、国民は法律に基づいて経済取引を行うのであるから、何が法律であるかは、国民にとってきわめて重要な問題になる¹⁴。

先に述べたように、通達は法源ではないものの、法源と同様の機能を果たしているとすれば、租税法律主義の現代的機能として期待される法的安定性と予測可能性は、通達においても同様に期待されるべきものであると考えなければならない。

そうであるとすれば、法的安定性と予測可能性は、法律上の規定についてのみ与えられ保障されるものではなく、租税法の執行の場面としての税務行政においても当然に保障されるものでなければならない、そうでなければ租税法律主義は機能しなくなるのである¹⁵。

2. 取引相場のない株式の評価方法

(1) 評価の概要

取引相場のない株式の発行会社の規模は、上場会社に匹敵するものから、個人企業と変わらないものまでさまざまな態様を呈しており、これらの株式を会社の規模とは無関係に同一の評価方法により評価することは適当ではないことから、原則的な評価方法として、評価会社を大・中・小に区分してそれぞれに応じた評価方式を適用することとされている¹⁶。原則として、大会社の株式の価額は類似業種比準方式により、小会社については純資産価額方式により、中会社については両方式の併用方式により評価することとされている¹⁷。

類似業種比準方式は、上場会社の類似業種の株価をもとにして、当該類似業種の1株当たりの配当、利益、簿価純資産と評価会社のそれぞれに対応する数値とを比準させ、斟酌率（大会社7割、中会社6割、小会社5割）を考慮して評価する方式である¹⁸。この方式から算定される評価額は、当該評価会社が上場したと仮定した場合の推定値にほかならない¹⁹。

純資産価額方式は、評価会社の正味財産に着目して純資産価額によって評価する方法である。純資産価額方式によって評価される会社は、原則として小会社とされている。その理由は、小会社は、事業規模的には個人事業と変わらないような小規模の会社であり、経営実態的にも、個人事業と変わらないものが多く、株式の実態についても、株式を通じて会社財産を完全支配

¹² 金子宏・前掲注10書104頁。

¹³ 金子宏・同書72頁。

¹⁴ 品川芳宣『通達に違反した課税処分 of 適法性—東京地裁平成11年3月25日判決—』「TKC 税研情報」第9巻6号（2000年）30頁。

¹⁵ 品川芳宣・前掲注2書11頁。

¹⁶ 財産評価基本通達178項。

¹⁷ 財産評価基本通達179項。

¹⁸ 財産評価基本通達180項。

¹⁹ 品川芳宣『取引相場のない株式の評価と取引事例価額—総則6項の適用要件—』「TKC 税研情報」第15巻1号（2006年）44頁。

しているものと認められ、会社財産に対する持分的な性格が強いためであるとされている²⁰。

この場合でも、評価会社が所有する土地については路線価方式によって評価されることや評価差額から法人税等相当額が控除されるなど²¹、一種の推定的な標準価額を意味している²²。

このように、評価通達に基づく評価額は、相続税法22条において一般的抽象的に規定される客観的交換価値としての時価を上回らないように、安全性（謙抑性）に配慮されているといえる²³。

（２）株式保有特定会社の評価方法

経済取引の複雑化に伴い、取引相場のない株式の発行会社の中にも、資産の保有状況や経営実態などに特徴を持つ会社が登場し始めると、これらの会社の株式を一般的な取引相場のない株式と同様に類似業種比準方式によって評価することが、課税上適切でない状況が顕現し始めるようになってきた。

そこで、平成2年に評価通達が改正され、このような会社の株式を一般の評価会社の株式と区別して特定の評価会社と定義し、特定の評価会社に該当する場合には原則として純資産価額方式によって評価することになった²⁴。

さらに、特定の評価会社の中でも、会社の総資産に占める保有株式の割合が一定以上である会社を株式保有特定会社と規定した。

株式保有特定会社とされる要件は、総資産価額に占める株式等の保有割合が、大会社に該当する場合なら25%以上、中会社及び小会社に該当する場合なら50%以上、それぞれあることとされている。

先に述べたように、特定の評価会社に該当する場合には、原則として純資産価額方式による評価が強制されることになるが、株式保有特定会社については、いわゆる「S1 + S2方式」による評価方法を選択することも可能とされている²⁵。

「S1 + S2方式」は、株式保有特定会社の経営実態が評価額に反映されるように、部分的に類似業種比準方式を取り入れたものであり、保有する株式等の価額（S2）と、一定の修正計算を行う必要はあるがその他の部分の価額（S1）とに区分して、S1の部分は一般の評価会社の株式として類似業種比準方式で評価する方法である²⁶。

ちなみに、特定の評価会社において純資産価額方式で評価する場合、一般の評価会社の株式の評価と同様に、支配力の格差を考慮して、議決権割合50%以下の株主グループに属する同族

²⁰ 肥後治樹編「財産評価基本通達逐条解説」（大蔵財務協会、2010年）559頁。

²¹ 財産評価基本通達186-2項。純資産価額の計算上、会社資産の評価替えに伴って生ずる評価差額に相当する部分の金額に対する法人税額等に相当する金額を控除することとしているのは、小会社の株式であっても、株式である以上は株式所有を通して会社資産を所有することになるので、個人事業主がその事業用資産を直接所有するのでは、所有形態が異なり、両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件のもとに置き換えたとうえで評価の均衡を図ろうとするものであるとされている（肥後治樹編前掲注19書616頁）。

²² 品川芳宣・前掲注19書44頁。

²³ 品川芳宣・前掲注2書122頁、品川芳宣・前掲注19書44頁。

²⁴ 財産評価基本通達189-2項から189-7項まで。

²⁵ 財産評価基本通達189-3項。

²⁶ 肥後治樹編・前掲注20書712頁。

株主等の株式については20%評価減が適用される²⁷。

なお、その株式の取得者が評価通達188（同族株主以外の株主等が取得した株式）に定める同族株主以外の株主（いわゆる少数株主、零細株主）である場合には、たとえ評価会社が株式保有特定会社であったとしても、単に配当を期待するにとどまる株主であるなどの位置付けから²⁸、一般の評価会社の株式と同様に配当還元方式によって評価することになっている²⁹。

二 東京地裁平成24年3月2日判決の検討

1. 事実の概要

この事件は、取引相場のない非上場株式の相続税評価について、株式を25%以上保有する大会社である評価会社の株式を、一般の評価会社の評価方式である類似業種比準価額方式で評価し、相続税の申告をしたところ、江東東税務署長は、株式保有割合が25%以上あることを理由に、株式保有特定会社として更正処分をしたことに対して争われたものである。東京地裁は、全面的に納税者の主張を認め、これに対し国側は控訴している。

(1) 前提となる事実

原告ら、D及びEは、いずれも平成16年2月28日に死亡した亡Cの子であり、本件相続における共同相続人である。

A社は、昭和23年に設立された合成樹脂及び金属等による容器・キャップ・医療用具・医薬部外品等の製造および販売等を目的とする、資本金4億3,200万円の株式会社である。

A社の本件相続の開始の日の直前期末である平成15年5月末日現在の総資産価額（帳簿価額）は、2,120億7,668万565円、従業員数は5,291名であり、当該直前期末以前1年間（平成14年6月1日から平成15年5月31日）の事業年度における同社の取引金額は、1,882億1万637円であり、同社は評価通達によれば大会社に該当する。

B社は、昭和41年に設立された不動産の取得及び管理等を目的とする資本金9億9,000万円の株式会社である。本件相続の開始日の直前期末平成15年2月28日現在の総資産価額（帳簿価額）は98億2,222万8,821円、従業員数は5名以下であり、当該直前期末以前1年間（平成14年3月1日から平成15年2月28日）の事業年度における同社の取引金額は、3億6,845万2,448円であり、同社は評価通達によれば中会社に該当する。

本件相続の開始の時点（平成16年2月28日）において、A社は、B社の発行済株式総数198

²⁷ 財産評価基本通達185項但し書、189-3項。

²⁸ 東京高裁平成17年1月19日判決（訟月51巻10号2629頁、税資255号9900頁）は、少数株主に関する評価通達の規定の趣旨について、「一般的に、非上場のいわゆる同族会社においては、会社経営等については、会社経営等について同族株主以外の株主の意向が反映されることはなく、同族株主以外の株主が当該会社の株式を保有する目的は、会社経営に関わりを持ったり、株価の上昇によるキャピタルゲイン等の投機的あるいは投資的動機によるものではなく、当該会社との安定的な取引関係の維持、継続を図ること等数値的に表すことのできない無形の利益を期待して、いわば取引上のつきあい株式保有をする場合が多く、その株式を保有する株主にとっては、当面、配当を受領するという以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態を考慮した特別の例外的措置とみるのが相当である」としている。

²⁹ 肥後治樹編・前掲注20書710頁。

万株のうち165万9,240株（発行済株式総数の83.8%）を保有しており、また、B社は、A社の発行済株式総数864万株のうち645万3,400株（発行済株式総数の約74.7%）を有していたものである。

なお、A社株式及びB社株式は、いずれも取引相場のない株式に該当するところ、本件相続の開始の時点におけるA社株式の価額を、大会社についての原則的評価方式である類似業種比準方式を用いて評価すると、1株当たり4,653円となる。

本件相続財産には、A社株式64万6,400株及びB社株式17万8,200株が含まれている。

（2）争点

本件の争点は以下の4点である。

争点1：本件相続開始時に本件各会社が有していた資産（本件各会社株式を除く。）の価額に係る評価額

争点2：A社が株式保有特定会社に該当するか否か

争点3：A社が株式保有特定会社本件各会社株式の「時価」（相続税法22条）の評価方式及びその金額

争点4：原告らにつき国税通則法65条4項に規定する正当な理由が認められるか否か

本稿では、以上4つの争点のうち、問題点の核心である争点2及び3について考察する。

2. 原告の主張

（1）争点2：A社が株式保有特定会社に該当するか否かについて

（i）評価通達の定め非合理性

会社の有機的事業体としての価値を反映した上場会社に対する株式市場の評価を基にして類似業種の非上場会社の株式を評価する類似業種比準方式は、少なくとも上場会社との比較に適している大会社の株式については、純資産価額方式よりも明らかに優れている。また、会社の有機的事業体としての価値が各会社資産の時価を単純に合計したものを上回る保証はなく、純資産価額方式による評価が株式の最低限の価額を示すということもない。したがって、A社のような大会社の株式については、原則として類似業種比準方式をもって評価すべきであり、純資産価額方式そのもの又は純資産価額方式を加味した別の評価方式を用いることが許容されるのは、そのような原則からの逸脱に関して合理的な必要性が存在する場合において、その必要性の面から合理的な範囲内に限られるものというべきである。

株式を保有させる目的で用意した持株会社に保有株式を譲渡して、その譲渡された株式の時価が持株会社の株式の評価額に反映されないような状態を作出することによる節税ないし租税回避行為に対応するため、そのような持株会社の株式について、類似業種比準方式ではなく、純資産価額方式又は純資産価額方式を加味した評価方式を用いることは合理的であり、その意味では、株式保有特定会社の株式について特別の評価方式が設けられていること自体には合理性がある。

しかし、資産中に占める土地等の割合が70%以上（土地等以外の資産の割合が30%以下という非常に低い割合）となっている会社のみを土地保有特定会社とする基準とは異なり、大会社につき株式保有割合が25%で株式等以外の資産の割合が75%と相当高い割合となっている会社をも一律に株式保有特定会社とする通達の定める基準は、合理性に欠ける。

被告が、評価通達に定める基準の合理性の根拠として掲げる法人企業統計に基づく数値によっても、有価証券が総資産に占める割合は、本件相続が生じた平成15年度において17.39%であり、25%から大きく離れた数値とはいえない。しかも、かかる法人企業統計に基づく数値は、簿価に基づく数値であり、一般的な企業における時価による株式保有割合が10%台であることについては何も裏付けがない。

株式保有割合50%超というようなその数値だけで持株会社と分類することに合理性のある数値を用いるのならばともかくとして、株式保有割合25%以上という数値のみをもって持株会社と位置付けることは通常はない数値であり、かつ、一般的な企業における株式保有割合と著しく乖離していることが明らかでもない数値をもって、一律に株式保有特定会社としてしまうという基準は、相当ではない。

(ii) A社が株式保有特定会社に該当しないことについて

a A社は、5,000人以上の従業員を擁し、化粧品、シャンプー・リンス、薬品、洗剤、食品等のペットボトル、容器等の製造販売により、売上高1,882億円を有する、合成樹脂容器の製造販売ではわが国トップシェアを誇る一流企業である。

被告の主張によっても、A社の株式保有割合は26%程度であり、異常と決めつけられるような数値ではない。上記のように大半のリソースは自ら行う事業に用いており、またほとんどの利益は自ら行う事業から得ているA社は、株式保有目的の持株会社には該当しない。

(2) 争点3：本件各会社株式の「時価」（相続税法22条）の評価方式及びその金額について

(i) A社株式につき原則的評価方式を用いるべきこと

すでに述べたとおり、A社は株式保有特定会社には該当しないから、A社株式の時価については、評価通達179に定める原則的評価方式（大会社であるA社においては、同通達の179の（1）に定める方式）によるべきである。したがって、本件相続開始時点におけるA社株式の時価は、1株当たり4,653円（本件相続財産に含まれる64万6,400株では、合計30億769万9,200円）ということになる。

なおB社株式については、株式保有特定会社の株式として評価することになるところ、上記のようなA社株式の時価、B社保有の資産および負債の価額等を前提とすれば、本件相続開始時点におけるB社株式の時価は、1株当たり1万9,132円（本件相続財産に含まれる17万8,200株では、合計34億932万2,400円）ということになる。

(ii) 原告らが本件申告において用いた評価方式の合理性

原告らは、本件申告において、本件各会社がいずれも株式保有特定会社に該当することを前提としたうえで、まずB社が保有するA社株式の類似業種比準方式に基づく価額を基にB社株式を「S1+S2方式」で評価し、その結果得られたB社株式の評価額を基にA社株式を「S1+S2方式」で評価して、本件相続に係る相続財産中の本件各株式の評価額（時価）を算出したものであるが、これは次のような考え方に基づく。

すなわち、いずれも株式保有特定会社が互いの株式を持ち合っている場合に、両社の株式を純資産価額方式ないし「S1+S2方式」で評価しようとする、いずれの会社についても保有する持合い株式が当該会社の発行する株式の評価に影響を与えてしまい、評価が循環してし

まうという問題が生ずる。

そこで原告らは、2つの株式保有特定会社が株式の持合いを行っている場合に、まず出発点としてどちらかの株式の評価を決めなければならないとすれば、持合い株式の価額による評価の影響を比較的受けにくい方の会社の株式をまず出発点として決めるのが適切であると考え、本件では、A社の方がB社より株式保有割合が低いことは明白であり、また、既に述べたとおりA社は上場企業と何ら変わらない事業実態があるので、B社株式の価額によりA社株式の評価が受ける影響は比較的軽微であることが合理的に推測できることから、まず、B社株式を「S1+S2方式」で評価するために用いるB社保有のA社株式の価額を算出する目的に限定して、A社株式を類似業種比準方式により評価した。

3. 被告の主張

(1) 争点2：A社が株式保有特定会社に該当するか否かについて

(i) 評価通達の定め合理性

株式保有割合25%又は50%という基準は、当時の会社の株式保有割合の実態を調査した上で設けられたものであるところ、大会社についての25%という数値自体、一般の会社に比べたらかなり異常な数字である。すなわち、法人企業統計等では、資本金10億円以上の会社の株式保有割合は7.8%との数字があるが、これを実際の相続税評価額ベースに直すとそれを若干下回ると考えられ、25%でも一般会社の3、4倍という数字になるから、そこで線引きをする理由はある。

法人企業統計の数字で実際に確認してみると、資本金10億円以上の金融業及び保険業を除くすべての業種の営利法人全数について、平成元年度では、流動資産の「有価証券」と固定資産の「投資有価証券」を合計した有価証券（以下、単に「有価証券」という。）の全資産に占める割合は11.78%であり、固定資産の「投資有価証券」のみが総資産に占める割合は7.38%である。また、評価通達改正年の平成2年度における有価証券が総資産に占める割合は12.30%であり、固定資産の「投資有価証券」のみが総資産に占める割合は7.88%であって、25%という基準の根拠とされた数値と整合している。

次に、これを相続開始日である平成15年2月28日を含む平成15年度について確認すると、有価証券が総資産に占める割合は17.39%であり、固定資産の「投資有価証券」のみが総資産に占める割合は16.31%であるから、上記通達改正当時の数値に比べれば、資本金10億円以上の法人における株式保有割合は上昇している。この理由としては、①平成9年の独占禁止法の改正により、持株会社の規制が解かれたことや、②持株会社解禁を契機として、企業の組織再編に必要な商法等の整備が進められたことなどが挙げられるが、当該数値は、25%の基準に比較しても、なお低い水準であって、平成15年度の法人企業統計に表れた株式保有割合の数値が、平成2年の評価通達改正時における平成元年度及び同2年度の各数値よりも高いことをもって、25%の基準が直ちにその合理性を失うものではない。

(ii) A社が株式保有特定会社に該当することについて

本件各会社の保有する資産等の評価額を前提とすれば、A社の総資産価額（相続税評価額）は3,069億9,835万5,000円となり、そのうち株式等の価額は795億5,158万1,000円となるから、A社の株式保有割合は約25.9%となり、A社が株式保有特定会社に該当することは明らかであ

る。

(2) 争点3：本件各会社株式の「時価」（相続税法22条）の評価方式及びその金額について

本件各会社は、いずれも株式保有特定会社に当たるから、本件各会社株式の価額は、いずれも評価通達189-3の定める方式により評価すべきであるところ、②本件各会社株式については、いずれも「S1+S2方式」による評価額が純資産価額方式による評価額よりも低い価額が算定されることから、本件各会社株式については、いずれも「S1+S2方式」により評価するのが相当である。

相互に株式を持ち合っている会社の株式の関係を数式化して価額を求める被告主張の数式は、「資産税関係質疑応答事例集（平成13年3月）」に記載されているところであり、これはすべての税務署の窓口を設置され、納税者において自由に閲覧できるようになっている。また、当該数式は、実務家向けの複数の公刊物にも記載され、さらには、相互に株式を持ち合ったいずれもの会社がいずれも株式保有特定会社に該当する総合の評価についても、一部の公刊物に示されている。これらのことからすれば、原告らは、本件各会社株式の評価額を算定するに当たり、被告主張の方式により株式の評価額を算定しなければならないことを容易に認識できたものと考えられる。以上のとおり、本件は、原告らが「納税義務の発生についての予測可能性の確保という意味での租税法律主義に反する」として、殊更に租税法律主義を問題とすべきような場面ではない。

4. 裁判所の判断

(1) 相続財産の価額の評価に関する基本的な考え方について

相続税に係る課税実務においては、評価通達によって一義的基準を定めているが、画一的な評価方式によることなく個別事案ごとに評価することになると、その評価方式、基礎資料の選択の仕方等により異なった金額が相続財産の「時価」として導かれる結果が生ずることを避け難く、また、課税庁の事務負担が過重なものとなり、課税事務の効率的な処理が困難となるおそれもあることから、相続財産の価額をあらかじめ定められた評価方式によって画一的に評価することとするのが相当であるとの理由に基づくものと解される。

評価通達に定められた評価方式が、時価を算定するための手段として合理的なものであると認められる場合においては、相続税に係る課税実務は、租税法律関係の確定に際して求められる種々の要請を満たし、国民の納税義務の適正な履行の確保に資するものとして、同法22条の規定の許容するところであると解され、取引相場のない株式については、取引が反復継続的になされず、客観的な市場価額が形成されないことから、合理的と考えられる評価方式によって時価を評価するほかないものというべきところ、同通達の定める評価方式によって算定された金額をもってその「時価」であるものと評価することもまた、同条の規定の許容するところであると解される。

なお、合理的なものであることについては、被告側がこれを立証すべきものというべきである。

(2) 評価通達の枠組みの合理性

評価通達における原則的評価方式の定め及び株式保有特定会社の株式の価額の評価に関する

定めに関しては、種々の要請に応えつつ合理的かつ実態に即した株式評価を行うための方式として、合理的なものであると認められる。

(3) 通達189-3の25%の基準の合理性

法人企業統計を基に算出された資本金10億円以上の金融業及び保険業を除く全営利法人の株式保有割合が、平成元年度においては7.38%、平成2年度においては7.88%と、25%と比して一見して格段に低いものとなっていたことからすれば、通達改正の平成2年当時においては合理性があったというべきである。

しかし、平成9年度の独占禁止法改正によって、全面禁止の持ち株会社の一部容認や、商法等において企業の組織再編整備が進められるなど、平成2年当時と比して状況は大きく変化したというべきであるところ、平成15年度の統計値では株式保有割合は16.31%であり、25%と比して「格段に低い」とまでは評価しがたいことなどをかんがみれば、少なくとも本件相続の開始時においては、株式保有割合25%以上の会社を一律株式保有特定会社として、通達189-3の定めにより評価すべきとする部分については、いまだその合理性は十分に立証されていると認めるに足りないものといわざるを得ない。

(4) A社が株式保有特定会社に該当するか否かについて

本件相続の開始において大会社に該当するA社が株式保有特定会社に該当するか否かについては、株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するほかないものというべきである。資本金、従業員数、取引金額、全国各地の工場・研究施設を有するA社の企業としての実態等は、上場企業に匹敵するものであったものというべきである。被告の主張によってもA社の株式保有割合は約25.9%にとどまるどころ、独占禁止法の変更等に伴う株式保有割合の動向やA社企業実態に照らせば、本件相続開始時において、B社がその発行済株式数の約74.7%を保有していたことを考慮しても、A社株式評価に関しては、原則的評価方式による評価額と適正な時価との間の開差を利用したいわゆる租税回避行為の弊害を危惧しなければならないものとはいい難いものというべきである。したがって、本件相続開始時のA社については、株式保有特定会社に該当するものとは認めるに足りないものというべきである。

三 過去の裁判例の動向

取引相場のない株式の評価に係る評価通達の扱いに関して、これまでの裁判例の動向を確認し本件との相違点を検証する。

1. 通達の定めにした課税処分が認められた裁判例

納税者が通達に従った申告を行ったことに対して、課税庁は通達にした課税処分を行ったところ、課税庁の主張が正しいとされたいくつかの裁判例がある。

いわゆる「A社B社方式」における法人税相当額控除否認の適否が争われ、最高裁平成14年10月29日判決（税資252号順号9225）では、純資産価額方式での評価差額に対する法人税相当額を控除しないとした課税庁の判断が正しいと判示した³⁰。それまでも、東京地裁平成10

年9月29日判決（判タ1025号142頁）、大阪地裁平成12年5月12日判決（税資247号607頁）東京地裁平成13年2月15日（税資250号順号8836）、東京高裁平成13年5月23日（判決判タ1126号114頁）、東京高裁平成13年3月15日判決（訟月48巻7号1791頁）等と同様な裁判例がある。

いわゆる「A社B社方式」ではないが、法人税相当額控除否認の適否について、東京高裁平成17年1月19日判決（訴月51巻10号2629項）では、清算が予定されず、相当程度長期間にわたって存続することが予想される会社の株価を純資産価額方式によって評価するにあたり、控除すべき法人税等相当額の現在価値はゼロに等しいものとしてその控除を行わないこととしたものがある³¹。

同族株主以外の株主である被相続人が死亡したため、その相続人は通達通りに配当還元方式によって評価したところ、東京高裁平成12年9月28日判決（税資248号1003項）は、当該株式の売却希望時には純資産価額での買取りが保障されており、実際に純資産価額で売却し実益を得ていることから、通達によらない純資産価額方式での評価を相当としている³²。

評価通達6の「国税庁長官の指示」に関して、指示の要否は課税処分効力に影響を及ぼさないとしてその要件性を消極的に解する裁判例として、東京高裁平成5年1月26日判決（税資194号75頁）、東京地裁平成9年9月30日判決（同228号829頁）、東京地裁平成10年9月29日判決（同235号380頁）、大阪地裁平成12年5月12日判決（同247号607頁）等がある。課税庁出身の品川芳宣教授は、「国税庁長官の指示」に関するこれらの裁判例の考え方について「再考の余地があるものと考えられる」し、「法的問題（違法性）を生じさせるものと考えられる」として批判されている³³。

2. 通達の定めに従った納税者の主張が認められた裁判例

納税者が配当還元方式に基づく評価より若干高い評価額で株式の売買取引をしたところ、課税庁は、類似業種比準方式によって評価すべきであり、「著しく低い対価の額で財産の譲渡を受けた場合」に該当すると認定して贈与税の決定処分をしたものの、納税者の主張が認められた事例に、東京地裁平成17年10月12日判決（税資255号順号10156）がある。課税庁は、類似業種比準方式によって算定された価額での売買実例が存在していたので、類似業種比準方式で評価すべきであると主張したが、株式を取得した取引先代表者は、同族株主以外の株主であり、当面配当を受領する以外に直接の経済的利益を享受することがないという実態が考慮され、類似業種比準方式で評価することが正当化されるほどの客観性は備わっておらず、配当還元方式に基づいて価額算定に特段不合理といえるような事情は存在しないとして、納税者の主張が認められている³⁴。本事案は、課税庁側が控訴せず確定している。

³⁰ 平成12年課評2-4外の改正により、著しく低額な株式の現物出資を伴う「A社B社方式」による租税回避行為は封じられることになった。

³¹ 小田修司『相続財産の評価（3）』別冊ジュリスト207号租税判例百選第5版154頁。

³² 同判決の原審である東京地裁平成11年3月25日判決の評釈については、品川芳宣・前掲注14書参照。

³³ 品川芳宣『取引相場のない株式（出資）の時価評価と評価通達6項の適用要件』「TKC税研情報」第13巻6号（2004年）60頁。

³⁴ 品川芳宣・前掲注19書参照。

3. 本件とこれまでの裁判例との位相

1. 及び2. の裁判例から確認できることは、納税者の評価通達に従った主張が認められた裁判例より、評価通達に従わない課税庁の主張が認められた裁判例のほうが圧倒的に多いことである。

本件は、評価通達に従わない納税者の主張を認めた事件であり、取り上げたこれまでの裁判例の多くとは異質な判断を示したものとして評価することができる。

おわりに

考察の対象とした本件事案は、原告である納税者が評価通達に反した評価を主張し、被告である課税庁が評価通達に則った評価を主張したことについて、裁判所は、通達の当該規定はその規定当時の状況とは変わっており、判断時点の状況を見る限りもはや合理性はないとして、実態を総合考慮した判断を示すことで原告の主張を認めた事案である。

原告は、中小会社の株式保有割合である50%の基準については合理性は認められるものの、25%とする割合は、一般的企業の株式保有割合と大差はなく合理性はないと主張する。このような合理性のない25%の基準を若干程度超えたとしても、経営実態は大会社となら変わるところがないことを根拠に、評価通達の規定にあえて従わないことを確信して申告したのである³⁵。

裁判所は、評価通達の画一的な評価方式のみならず、そこからはずれた評価方式についても合理的であることを理由に認めているが、通達行政そのものと租税法律主義との関係性については特段論及しておらず、評価通達189-3の「25%」とされるその割合（数値）のもつその時代における合理性を重視して評価を下している。

すなわち、評価通達に「25%」と規定される割合については、創設当時はともかくとして、現代においてもはやその数値自体の合理的根拠はなく、「大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価すべきものとする部分については、いまだその合理性は十分に立証されているものとは認めるに足りないものといわざるを得ない。」として、遠慮がちな表現をしているものの、その数値を掲げる通達の当該部分はアップ・トゥ・デイトな内容ではなく、すでに合理性がない状態にあると判断したのである。

課税庁は、本質的には行政組織内部を規律するものとして定め、公的見解として公表し、そのことで納税者をも拘束しながら当然のように課税実務をコントロールしてきた（いる）通達を、過去の裁判例や判例を見る限りにおいては、場合によっては、巧みにあえて従わないこととして、課税処分を行ってきたところである。

³⁵ 本件原告である納税者の争いは、評価通達の改正が適時・適切に行われなかったことによる合理性の欠如を問うという意味において、意義あるものと評価できよう。しかしながら、納税者の主張が認められない場合の危険性を考慮すれば、先ず評価通達に従った期限内申告を行っておいて、その後に通達に従わない株式評価を行った内容で更正の請求をするという選択肢も考えられたはずである。ただし、そうになると、更正の請求が却下された場合の取消訴訟では、納税者側に立証責任があるので、納税者は立証責任を十分に果たす慎重さを覚悟しなければならない。それでもなお、過少申告加算税や延滞税の負担を回避しようとするのであれば、更正の請求を選択する意味は大きいはずである。

本件では、通達に反した納税者の主張に対して、課税庁が、それは通達違反であり通達に拠るべしとして敗訴したのは、いかにも皮肉な話である。

しかしながら、この裁判所の判断は正しいものとして評価してよいのであろうか。

通達の法源性を議論することに、講学上はともかくとして、課税実務においてはもはやさしたる意義はないこととして、であればこそなおさら、課税実務における実態として、通達が納税者の意思決定を拘束する限り、納税者の法的安定性と予測可能性とは、通達をしても確保されなければならないのである³⁶。

さらに、法的安定性は信義則との関係について問題になってこよう。信義則は、私法と公法を通ずる法の一般原理（条理）であって租税法律関係にも適用されると解されている³⁷。通達と信義則との関係についてはここでは深く立ち入ることはできないが、課税庁の公的見解が誤っていて、しかもその公的見解により納税者の信頼が形成されている場合には、その信頼は裏切られることになり、法的安定性の要請が損なわれることになる³⁸。

課税庁及び多くの裁判例の実態重視・法形式軽視と映る考え方は、納税者の信頼を損なうことになりかねない。通達（の存在）を否定しても始まらないとすれば³⁹、評価通達が法令と同質の法的価値を与えられていることを、課税庁は執行面においても完全に認めたうえで課税実務を粛々と遂行し、一方の納税者においても、そのことを受け容れることで、解釈の相違や争いごとは極小化できるものと思われる。そうであるためには、評価通達を現代の経済環境を的確に反映した精度の高いものへと恒常的に変容させていく努力が、課税庁には当然求められよう。このことを前提にしたうえで、納税者が安心して評価通達を解釈し、その解釈に従って確信して意思決定できる課税実務の環境整備が可能になるものと思われる。

《参考文献》

- ・『中小企業白書2006年版』中小企業庁。
- ・『中小企業白書2012年版』中小企業庁。
- ・品川芳宣「租税法律主義と税務通達」（ぎょうせい、2004年）。
- ・金子宏『租税法〔第17版〕』（弘文堂、2012年）。
- ・肥後治樹編「財産評価基本通達逐条解説」（大蔵財務協会、2010年）。
- ・小田修司『相続財産の評価（3）』別冊ジュリスト207号租税判例百選第5版154頁。
- ・品川芳宣『通達に違反した課税処分適法性—東京地裁平成11年3月25日判決—』「TKC 税研情報」第9巻6号（2000年）。
- ・品川芳宣『取引相場のない株式（出資）の時価評価と評価通達6項の適用要件』「TKC 税研情報」第13巻6号（2004年）。

³⁶ 品川芳宣教授は、「税務通達が行政組織内部における上位行政庁から下位行政庁に対する命令手段であるから、その命令手段に反した課税処分が納税者に対して違法性を及ぼすものではないという論理は、税務通達が納税者に対し事実上の拘束力を有していること、かつ、税務通達が単なる行政組織内部の命令手段に留まらず税務行政における税務官庁の方針と納税者の意思決定の橋渡しとしての役割を果たしていることを無視したものであり、容易に与することはできない。」とされている（品川芳宣・前掲注2書154頁）。

³⁷ 金子宏・前掲注10書128頁。

³⁸ 金子宏・同書128頁。

³⁹ 金子宏教授は、「財産の評価は納税者の利害に影響するところが大きく、しかも多種多様な財産を対象として継続的・規則的に評価を行う必要のあること、にかんがみると、評価に関する基本事項は、むしろ政令または省令で規定すべきであろう。」とされている（金子宏・前掲注10書551頁注書）。通達の存在を否定する方法として、通達を政省令に昇華させる試みも検討されるべきではないだろうか。

- ・品川芳宣『取引相場のない株式の評価と取引事例価額—総則6項の適用要件』「TKC 税研情報」第15巻1号(2006年)。
- ・川口幸彦『租税回避への対応を含む財産評価のあり方—裁判事例等の分析を中心として—』税大論叢61号(2009年)。

